

公表事項

命令に従わなかった事業者	大上 知晃
命令に従わなかった事業者の住所	赤穂市
公表の原因となる事実	上記の者は、平成29年7月5日、禁止地区において客引き行為をさせたことにより、客引き行為等の防止に関する条例第9条第3項による命令を受けたが、当該命令に従わず、平成29年7月25日、神戸市中央区北長狭通1-4-1において、同所の通行人に対し、営業関係者をして関係店舗への客引き行為を行わせたもの